

競争評価チェックリストの グッドプラクティス

令和6年3月 公正取引委員会経済取引局調整課

グッドプラクティスの選定基準

・以下の①～③のいずれかに該当するもの

- ①競争への影響を定量的に評価している、
又は、事後評価を定量的な指標で実施しているもの
- ②規制の影響が正しく認知され、表記されているもの
- ③代替案と比較して検討を行っているもの

農林水産省「種苗法の一部を改正する法律案」に係るチェックリスト (令和2年3月3日付)

- 規制の名称 品種登録表示の義務化
- 規制の概要 登録品種の種苗の利用者が、利用する種苗が登録品種であるか否かについて容易かつ確実に識別できるような取引環境を整備するため措置を講ずることとする。具体的には、登録品種の種苗を業として譲渡する者又は譲渡のための展示若しくは広告を行う者に対して、**登録品種の種苗若しくはその種苗の包装又はその広告に、品種登録表示を付すことを義務付ける。**
- 選定理由 本件は、登録品種の種苗を業として譲渡する者等に対して、品種登録表示を義務付けるものであることから、登録品種を取り扱う事業者の活動に制限を課すものと考えられる。
農林水産省は、当該制限による競争への影響について定量的に評価は行っていないものの、**本規制は全ての事業者に対して一律に品種登録表示を義務付けるものであり、実質的に事業者の競争状況に影響を及ぼさない、**といった分析や、**本規制は登録品種であるか否かについて適切に識別ができるようにすることで、需要者の品種選択の幅を広げるものである、**といった分析を行い、競争に負の影響を及ぼさないとしていることから、本事例は、規制の影響が正しく認知され、表記されているといえ、**基準②に該当する。**
また、代替案として、品種登録されている旨の伝達及び取引記録の作成・保管を義務付けることで、利用者に正確な情報を行き渡らせるという方法が挙げられている。農林水産省は、規制の事前評価書において、**事業者及び行政の費用負担が本規制よりも大きくなってしまおうと評価した上で、本規制と同様の理由に基づき、競争に負の影響を及ぼさないと結論付けていることから、本事例は、代替案と比較して検討を行っているといえ、基準の③に該当する。**

農林水産省「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案」に係るチェックリスト (平成30年11月6日付)

規制の名称 GI※製品と誤認させるおそれのある表示に対する規制

※GI（地理的表示）：農林水産物・食品等の名称で、その名称から当該製品の産地を特定でき、製品の品質等の確立した特性が当該産地と結び付いているということを特定できる名称の表示をいう。

規制の概要 日EU・EPA協定第14・25条において、消費者に真正の原産地を誤認させ、あたかもGI製品であるかのごとく示唆する手段について規制対象とすることとされたことに基づき、国内において、**GI製品と誤認させるおそれのある表示をすることを禁止することとし、広告等のサービス分野においてGIを使用するケースについても規制の対象とする。**

選定理由 本件は、商品表示を規制するものであることから、当該商品を取り扱う事業者による広告又は宣伝の方法について制限を課すものと考えられる。

農林水産省は、当該制限による競争への影響について定量的に評価は行っていないものの、GI製品と誤認させるような表示や不正なGI使用を防止することで、**需要者や真正なGI製品の生産者の利益保護につながり、また、結果的にGI製品生産者の生産意欲を増進することにつながる**といった分析を行い、競争に負の影響を及ぼさないとしていることから、本事例は、規制の影響が正しく認知され、表記されているといえ、**基準②に該当する。**

なお、本規制は「国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの」に該当するため、簡素化した規制の事前評価が行われている。そのため、代替案についての検討を省略することが可能であり、競争評価においても代替案との比較は省略されている。

厚生労働省・経済産業省・環境省

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案」に係るチェックリスト（令和3年2月12日付）

- 規制の名称 製造・輸入・使用を制限する化学物質、輸入を禁止する製品及び基準適合義務・表示義務を課す製品の指定
- 規制の概要 2・2・2-トリクロロ-1-（2-クロロフェニル）-1-（4-クロロフェニル）エタノール及びペルフルオロオクタン酸又はその塩を**第一種特定化学物質に指定**する。そして、ペルフルオロオクタン酸又はその塩が使用されている13製品を**輸入禁止製品に追加**するとともに、既に在庫等の形態で製品として存在しているペルフルオロオクタン酸又はその塩が使用されている消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に**基準適合義務・表示義務を課す**。
- 選定理由 本件は、特定の物質を、製造・輸入に際し経産大臣の許可を要する第一種特定化学物質に新たに指定することから、当該物質を取り扱う事業者の活動に対し制限を課すものと考えられる。
厚生労働省・経済産業省・環境省は、当該制限による競争への影響について定量的に評価は行っていないものの、2・2・2-トリクロロ-1-（2-クロロフェニル）-1-（4-クロロフェニル）エタノールは**過去に国内において当該物質の製造・輸入の実績が確認されておらず**、また、ペルフルオロオクタン酸又はその塩は**令和2年度以降に製造・輸入を予定している事業者が存在しない**ことから、**実質的には事業者の活動が制限されることはない**といった分析を行い、競争に負の影響を及ぼさないとしていることから、本事例は、規制の影響が正しく認知され、表記されているといえ、**基準②に該当する**。
なお、本規制は「国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの」に該当するため、簡素化した規制の事前評価が行われている。そのため、代替案についての検討を省略することが可能であり、競争評価においても代替案との比較は省略されている。

警察庁「国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案」に係るチェックリスト (令和4年10月14日付)

規制の名称 公告大量破壊兵器関連計画等関係者に対する財産の凍結等の措置（行為の制限等）

規制の内容 公告大量破壊兵器関連計画等関係者を、財産の凍結等の措置の対象に加えることとする。
また、財産の凍結等の措置の実効性を確保する観点から設けられている制度（公告国際テロリストへの立入検査等及び公告国際テロリストを相手方とする行為の制限に係る命令）についても、前記財産の凍結等の措置の対象の追加に伴い、公告大量破壊兵器関連計画等関係者を対象に加えることとする。

選定理由 本規制は、特定の行為について許可制を設定しているものであり、この規制の適用により財産の凍結等の措置の対象となる公告大量破壊兵器関連計画等関係者が当該許可の対象となる行為に係る事業を行っている場合には、この規制の適用により、事業の継続が実質的に不可能となることはあり得る。

したがって、事業者の活動に制限を課すものと考えられる。

警察庁は、当該制限による競争への影響について定量的に評価は行っていないものの、**外形的には事業活動の要件として許認可等を設定するとは考えられないものであっても、その実質的な効果に着目して、「規制が、事業活動の要件として許認可等を設定するか。」に対する答えを「はい」としており、本事例は、規制の影響が正しく認知されているといえ、基準②に該当する。**

また、代替案として、公告大量破壊兵器関連計画等関係者を相手方とする行為をしようとする者に対し、特定の財産を処分してその対価の支払を受けること等の特定の取引を行わないよう、努力義務を課する案が挙げられている。警察庁は、規制の事前評価書において、代替案では所定の目標を達成し得ないとした上で、本規制とほぼ同様の理由に基づき、競争に負の影響を及ぼさないと結論付けていることから、本事例は、代替案と比較して検討を行っているといえ、**基準の③に該当する。**

警察庁「国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案」に係るチェックリスト (令和4年10月14日付)

規制の名称 公告大量破壊兵器関連計画等関係者に対する財産の凍結等の措置（仮領置）

規制の内容 公告大量破壊兵器関連計画等関係者を、財産の凍結等の措置の対象に加えることとする。
また、財産の凍結等の措置の実効性を確保する観点から設けられている制度（公告国際テロリストへの立入検査等及び公告国際テロリストを相手方とする行為の制限に係る命令）についても、前記財産の凍結等の措置の対象の追加に伴い、公告大量破壊兵器関連計画等関係者を対象に加えることとする。

選定理由 本規制は、特定の財産の一部を仮領置できるとしているものであり、この規制の適用により財産の凍結等の措置の対象となる公告大量破壊兵器関連計画等関係者が当該仮領置の対象となる財産に係る事業を行っている場合には、この規制の適用により、事業の継続が実質的に不可能となることはあり得る。

したがって、事業者の活動に制限を課すものと考えられる。

警察庁は、当該制限による競争への影響について定量的に評価は行っていないものの、**外形的には事業活動の要件として許認可等を設定するとは考えられないものであっても、その実質的な効果に着目して、「規制が、事業活動の要件として許認可等を設定するか。」に対する答えを「はい」としており、本事例は、規制の影響が正しく認知されているといえ、基準②に該当する。**

また、代替案として、公告大量破壊兵器関連計画等関係者が所持している一定の財産を提出するよう、努力義務を課す等の案が挙げられている。警察庁は、規制の事前評価書において、代替案では所定の目標を達成し得ないとした上で、本規制とほぼ同様の理由に基づき、競争に負の影響を及ぼさないと結論付けていることから、本事例は、代替案と比較して検討を行っているといえ、**基準の③に該当する。**

※ グッドプラクティスのように、適切かつ効果的に競争評価を実施している規制がある一方で、以下のような点について適切に実施できていない規制も見受けられる。

グッドプラクティスの規制を参考に、適切かつ効果的な競争評価の実施が望まれる。

- 規制ごとに競争評価チェックリストを作成していない、古い様式を使用しているなど、形式的な誤りを犯していた。
- 競争評価チェックリストにおいては競争制限的な可能性があると記載している一方で、規制の事前評価書においては競争に負の影響を与えないとしていた。